

第5回本巢市行政改革推進委員会 会議録(要点記録)

- ・会議日時：平成18年2月21日(火)午後2時20分～午後4時25分
- ・場 所：本巢市役所本庁舎 3階 第1会議室
- ・出席委員：鈴木 誠、三田村幸雄、山田良雄、佐野 年、井納一雄、成瀬武彦、
下川滝美、福田しげ子、高橋京子
- ・欠席委員：村瀬貞一
- ・出席職員：高木助役、守屋収入役、高橋教育長、溝口参与
- ・事務局：高橋企画部長、鷲見参事兼課長、神谷課長補佐、大久保主査

<会議次第>

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 市長挨拶
- 4 議題
1) 行政改革大綱実施計画(案)について
(資料10ページから)
- 5 閉会

<会議録>

企画部長	(本会議への出席のお礼)
会長	(会長挨拶) 今回で最終の委員会となりますが、市長への答申に向け、委員各位からの積極的な意見を期待します。
助役	(助役挨拶)
会長	議題1「行政改革大綱実施計画(案)について」を議題とし、前回の会議に引き続き行政改革大綱実施計画(案)の10ページの市民に信頼される行政運営の推進について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局	(事務局説明)
会長	(意見を求める)
C委員	行政サービスの向上についてですが、組織規模が大きくなると高齢者などが庁舎に来庁されたとき、どこにどの課があるのか非常にわかりづらい状態です。わかりやすい案内板の設置は非常に大切なことです。岐阜市民病院では、床に誘導ラインが設置されており非常にわかりやすくよいものです。また岐阜市三田洞の運転免許の更新の施設については大きな番号表示看板を設置しており、これも非常にわかりやすいものであり、このような改善が高齢者など弱者に対するサービスの向上につながるのではないのでしょうか。
F委員	ワンストップサービスの検討について、現在4つの庁舎のそれぞれに地域調整課等が設置されていますが、ワンストップサービスによりさらに充実することを目指すということによいのでしょうか。
事務局	現在の地域調整課はある意味ワンストップサービスを実施していますが、この項目で述べているワンストップサービスとは、例えば高齢福祉課、児童福祉課、社会福祉課を市民に見える範囲に配置し、わかりやすい番号表示などを設置することで、転入された市民の方に多少歩いていただくことはあっても、ワンフロアで手続きができることを目指すものです。
H委員	窓口における対応の改善と接遇研修の実施についてですが、高齢者が市役所に行ってもさっぱりわからないという言葉を目にします。市民が目的のカウンターまで行かないと職員が出てこない。そうではなく市民が迷ってみえるのであれば、職員が積極的に市民に声をかける対応、つまり職員一人ひとりが案内係という意識で対応してもらいたいものです。
A委員	各地域調整課は市民にとって重要な役割を果たしているものですが、真正分庁舎に関していえば、平成16年度と17年度を比較すると職員が1名減員となっています。現在の分庁舎方式における市民窓口としての地域調整課の重要性からも職員配置についての検討をお願いしたい。
助役	C委員からの意見である色つきの誘導ラインの設置についても検討していきたいです。 A委員の地域調整課の職員配置については、地域調整課の業務の重要性から合併当初職員の配置についても配慮をしてきました。しかし、各部・各課におい

て事業量の偏りがでてきており、過重な分野に限られた定数の中で対応をするため、重要な事業への職員配置が必要となります。その中で、平成16年度に地域調整課の事務の流れ、事務習熟度が高まったこともあり、仕事の絶対量も関連させ、重要性も認識しながら1名を削減して他の重要事業へ配置しました。また、平成18年度、19年度も重要事業を抱えており、柔軟な人事対応をしながら円滑な事業推進に向け進めていくつもりです。

G委員 先日高齢者の方から質問を受けました。その方のところに確定申告のはがきが届きましたが、会場の案内には本巣市保健センターと書いてあるだけで住所、電話番号等の案内が全くない状態で大変迷っていました。市民や高齢者にわかりやすい内容、できれば公共交通手段も並記した内容で対応してもらいたいです。

助役 今後、注意を払って対応していきます。

C委員 各種行政サービスの郵便局等との連携の検討についてですが、現在郵便局のネットワークを利用することが全国的に多くなっています。したがって、郵便局のネットワークの活用は有効な提携先となると考えます。郵便局は個別の家へ郵便物を配達するわけで、細かく各家の状況を把握しており、そこの提携を強化することは大変結構であります。費用面ではいかがでしょうか。

事務局 住民票など諸証明の発行に係る予算として、機械の設置に1,000千円の経費と1件につき160円プラス消費税が必要となります。

C委員 これらの諸経費を比較したうえでの検討でしょうか。

事務局 他市町村では、山間部など支所等の窓口がない集落において活用されている例が多くみられます。

参与 本市には外山連絡所があり職員が1名勤務していますが、この施設について郵便局との連携を検討しています。

C委員 旧役場では、各家庭への通知書を職員が戸別配布をしていましたが、現在は全て郵便となっています。これは戸別配布に係る人件費のためなのか、配布のスピードアップを狙ったものなのかどちらでしょう。

参与 スピードと正確性と費用対効果を検証したうえで、人件費の削減を図るために全戸郵便にしました。

C委員 防犯対策についても今後検討していただきたい。

会長 市民活動推進助成金制度の活用の推進についてですが、この事業は今後の事業なのでしょうか。

事務局 平成17年度より運用開始しています。

会長 応募はあったのでしょうか。

事務局 3件の応募がありました。

会長 そのうちNPO法人の応募はありましたか。

企画部長 1件の応募があり、50千円の助成をしました。残りの2件はボランティア団体への助成です。

会長 2007年、2008年の団塊世代問題における退職者が多くなる中で、地域活動を促すということは、地域の活性化という本質的なことに結びつく重要な分野です。なかなか時間がない、地域との接点がないという方々にとってはなじみのない分野かもしれませんが、しかし力を入れていかないといけない分野です。その際、市民活動の事業助成は1/2でよいと思いますが、NPO法人設立については、岐阜県のはつらつファンドという法人設立助成事業で、上限1,000千円という大きい助成事業もあり、県の施策とバッティングしないような施策を検討していただきたい。NPO法人の設立助成は他の市にはないものなのでその点ではきめ細かいものであり評価できます。今後は女性のみとか、65歳以上のみとか、10代のみとかの団体や、地域で力を入れていきたい地域活動の団体や、地域の特色を生かした活動団体への助成を行っていくことへの需要が増えていきます。NPO法人は県が大きな事業を持っており、これに引きずられてどこも手を出さない状態です。

また、自治会への加入促進について、加入促進のチラシだけで効果はあるのでしょうか。マンション・アパートの管理者等への入会への徹底を促す必要があるのでは。現在自治会が行政の業務の受け皿として広報紙の配布を行っていますが、自治会へ加入していない世帯へは市役所は戸別配布するのでしょうか。

企画部長 戸別配布は行っておらず、必要な方については市役所でお渡ししています。また、自治会加入促進においてチラシも1つの方法ですが、開発協議など開発事業者が該当自治会と協議し業者からも自治会加入についての協力をお願いしています。さらに転入時等に市役所窓口においても自主防災組織の確立に向け、自治会加入の啓蒙活動を推進しています。

会長

もし、アパート・マンション管理者で自治会への加入を促さないことがあるならば、広報紙等住民サービスに必要な情報提供を怠ることになるので、場合によっては、アパート・マンション管理者が個別に必ず届けることを義務づけるぐらいの対応を検討しないと、住民サービスに必要な情報を知らないために起きるトラブルが非常に多くなると思われます。

次に、まちづくりボランティア支援センターの設立の検討については非常に重要なことですが、社会福祉協議会の中にボランティアセンターを設立するということなのでしょうか。

事務局

これから検討いたします。

会長

私としては、社会福祉協議会の中にボランティアセンターを置くことはなるべく控えた方がよいと考えます。社会福祉協議会のボランティアセンターとすることで、他の活動をする団体との関わり合いがなくなってしまいます。可児市でも同じような危惧があったため、総合型のボランティアセンターを設立し市役所の企画が担当している例もあります。社会福祉協議会のボランティアセンターは大垣市でも苦勞している状態です。社会福祉協議会のボランティアに入っている人は、市民活動へは関わらない、まちづくりには興味がない。逆に市民活動やまちづくりボランティアの人は、福祉には関わらないなどの弊害が出ており、どこに支援センターを設置するかについてはよく検討していただきたい。

H委員

自治会への加入促進について、私の地域について述べると、かなり分譲地化され、1つの自治会の中に大きな分譲住宅の1つの固まりができ、昔から住んでいた住民の方々からは、分譲住宅だけで1つの自治会を組織してほしいという意見が出るくらい自治会が様変わりする状態となっています。新たに造成された分譲住宅の中で1, 2件、自治会へは加入しないと表明する世帯があります。自主防災組織など自治会が担うことが少ずつ以前とは違った形に変わり、強制することができない中で説得をするのに自治会長が出向くことでかえって構えられてしまう。自治会運営がこれからどんどん難しくなってしまう状況です。市役所としてこの点で自治会への助言等をしていただきたい。

また、ボランティアセンターの設立についてですが、実際社会福祉協議会サイドのボランティアの方が多く、アパート・分譲住宅に入居された方は、このようなボランティアは自分たちには関係のないこと、その地域の人々のこと、婦人会の

ようなものと解釈されており、入りづらさがあるように見受けられます。自治会へ情報を流すという作業ではなく、自治会への様々なサポートが市役所に必要です。

会長 自治会が何を行っているかわからないという不満があるのではないのでしょうか。自治会そのものも情報を公開する姿勢が必要です。例えば、自治会長選出の方法だとか、会計処理、年間行事についてもわかりやすく説明する必要があり、その助言等を市役所が果たす必要があると考えます。

助役 自治会への加入促進について、市内には旧町村を枠にした4つの大きな自治会組織があり、根尾地域自治会長さんの悩みと真正・糸貫地域の自治会長さんの悩みは全く違うものがあります。真正・糸貫地域自治会長さんの悩みは、例えば集合住宅の場合、そこにいつ誰が入居されたのかという情報さえ届かない。そこで、市役所から さんが転入されたという情報がほしいとご依頼があります。しかし、個人情報保護法からこれは不可能です。このようなことが、自治会長さん市役所とも同じような悩みがあります。自治会の適正な規模というものもあるとは思いますが、若い方の転入が非常に多い真正地域の自治会長さんは大変ご苦労されていますし、市役所としても越えられないハードルがあります。しかし、健康診断などお伝えしたい重要な情報があっても自治会へ加入されないと伝達する手段がありません。現在自治会加入率は91%であり、県内では80%弱の自治体もありますが、市として大変な悩みであり、自治会長さんもその職務をまっとうするに当たって大変な悩みであります。この項目で述べていることは、転入時において窓口で自治会の加入についてのチラシなどをお渡しして加入促進に努めていく、地道な活動ではありますが必要な活動であります。

A委員 私の自治会において3件目の集合住宅が計画されています。幸いにも地縁団体を設立し、これを1つの枠として自治会への加入が半強制的に進められるようになってきています。集合住宅に関しては開発業者或いは管理会社に自治会への加入や規約等くわしい資料を渡し、自治会への加入の推進を進めています。加入への説明資料には自主防災組織など地域防災の観点からの説明も記載しています。

I委員 私の自治会は母の時代には26軒の戸数でしたが、分譲住宅が建ち現在では80軒となっています。新しく加入された世帯でもわりと自治会活動への参加は積

極的であると感じています。これは12、13年前に旧糸貫町で、町が主導で自治会の中にファミリーワークショップを設立し、7、8人のメンバーでスタートしたことから始まります。最初は、自治会内での危険箇所の確認や花壇づくりなどを進めるために活動してきました。その後活動の中でお花見も年中行事となりました。このお花見でいろいろな方々と知り合い交流を深めています。この活動の始まりは旧糸貫町からの指導によりできたものであり、どうしたら自治会として動いていけるのかという方策について市役所として検討していただきたいと考えます。

会長 行政サービスの内容だけでなく、地域コミュニティー活動についても加入チラシに記載できるよう検討して作成していただきたいものです。

次に行政改革大綱実施計画(案)13ページの健全な財政運営の推進から15ページの人事交流について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

会長 5分間の休憩をとります。

—— (休 憩) ——

会長 会議を再開します。

引き続き、ねたきり老人介護者慰労金支給事業の見直し及び紙おむつ購入費助成事業の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

会長 (意見を求める)

C委員 ねたきり老人等介護者慰労金支給事業の見直しについてですが、私は民生委員に任命されており、民生委員の会議においてサービス関係の案件が出てきます。4か町村が合併して、サービスは高く、負担は低くという調整がなされてきましたが、このようなことはいつまでも続かないと会議で述べています。もらえる物はなんでももらうというムードになってきており、近隣市町村の状況をみても本巣市はずいぶん手厚いサービスをしていると感じました。今後、民生委員の会議において、委員に周知徹底するように努めます。自宅で介護をしている方は大変だとは思いますが、経費節減の中で民生委員としてご理解願えるべく説明していきたいです。

I委員 放課後児童施設利用料の見直しについてですが、利用料の見直しは事業内容や近隣市町村の利用料を比較するとやむを得ないと思います。しかし現在対

対象学年が3年生までとなっていますが、両親が共働きで祖父母もいない世帯では、なんとか小学校卒業まで対象学年の引き上げを検討できないものでしょうか。施設面、指導員の問題もあるとは思いますが、児童の安全・安心について問題となっており、対象学年の引き上げについての検討をお願いします。

H委員

この放課後児童施設の対象学年の問題は、合併協議において協議となりました。4年生の兄弟姉妹がいる1年生は対象とならないという問題もありました。

また、午後6時までの開設時間も地元で勤めているのならよいのですが、遠距離勤務の場合果たしてこれでよいのか疑問です。施設面積等の諸問題があったことも記憶しています。この利用料金を引き上げるのであれば、対象学年の引き上げによるサービスも検討してもらいたいのですが。また、居住区域外や空き教室があれば定員の拡大についても検討が必要です。

さらに、学校の教室だけでなく身近な高齢者世帯や自治会での預かりシステムについても検討し、地域で見守るようなシステムが構築できないか検討いただきたい。

教育長

社会が大きく変革する中で、本当に放課後児童施設というもののあり方について疑問に思います。現在、学校内で生徒指導等を受ける生徒について、いわゆる幼児教育において母親のぬくもりで子育てされておらず、このような施設に預けられることで心の発育に影響しているように感じます。施設に預けなければならない家庭もあるでしょうが、預けることで親が楽になるという発想ではいけません。基本的には親が小学校卒業までは子育てを行うことが理想です。親と子どもの心の触れ合った教育をすることを啓発していかないと、今の社会や教育現場などで起きている様々な問題を解決することができないのではないかと危惧しています。

H委員

確かに、教育長の意見はそのとおりだと思います。ただ、現実的に新しく分譲住宅に転入された家族をみると、どうしても共働きの家庭が多くみられます。子どもが幼稚園・保育園・小学校へ入学すると母親が働きに行かれます。私の身近な方ですが、そのお母さんは看護師をなさっており、普通の勤務とは異なる。父親も当然協力して子育てを行っている。しかし子どもだけで過ごす時間が結構多い。どこかで誰かがその家庭をサポートしていかなければならないと思います。

教育長

両親が我が子の子育て、教育について全責任、使命感を持って育ててほし

い。安易に放課後児童施設を充実していけばよいという風潮になることを最も危惧しています。

会長 親が子どもを誠心誠意育てることは絶対揺るぎないことです。また子どもを生み育てるということに対して近隣社会、例えば自治会などへの理解を促していくことがない限り、社会的なサービスに依存していくこととなります。特に企業、事業所、事業者の理解がないといけません。働く男性が子育てをすることに対する理解と支援については、本巢市内ではどのように促しているのでしょうか。安易に放課後児童施設を充実していけばよいという風潮は現実にあるのでしょうか。

教育長 安易に放課後児童施設を充実していけばよいという風潮は、現実にあります。

参与 本巢市内の事業所、企業における子育て支援については熟知していませんが、平成18年度に本巢市としては子育て支援事業の1つとして、子育て支援企業懇談会を開催し、大手企業において実施している子育て支援事業を市内企業でも促していくべく計画しています。

会長 子育てがしやすい環境づくりのために雇用者側の理解は大変重要となり、まさしく少子化対策のための事業ですね。

C委員 民生委員として活動している者として、教育長の意見に賛成です。本来教育は、親の目の届くところで行うことがベターです。子どもの心の発育には親が育てることが大変重要です。ただし、両親が共働きでどこにもいる場所のない子どもについては放課後児童施設を活用することは大切ですが、利用料を払えば預かってくれるという風潮はよくないと感じています。

I委員 私もかつて教育者でありましたが、子どもを生み、仕事を続けることと、母親となった自分が1人の人間、女性としてどう生きるのかについて大変悩みました。教育者としての自分の代わりはいても、子どもの母親の代わりはいないと考え、私は仕事を辞め主人と一緒に仕事をしています。子どもたちが成長し巣立っていったとき、自分の生き方としてどうなんだというとき、社会には年齢制限があり、その時に社会に出ようとしても出ることができない。そのときには自分の能力がついていけない。そのときに、母親だから子どものそばにいてやりなさいということはどうなのか疑問です。男性も同じ父親です。大企業では父親が育児休業を取得することを推進しています。女性も1人の人間として、子育ては大切な仕事であり子育てを選ぶ道もあるし、子どもを育てつつもフルタイムで仕事をすること

を選ぶ道もあり、それを選ぶことがあってもよいと思います。それが男女共同参画社会ではないでしょうか。フルタイムで仕事をしながら、子どもが自分が帰るまでの間、安全に生きていてほしいという希望を持ってもいいはずで、中学生になれば部活動があったり、それなりの判断能力が育ちますが、せめて小学生卒業までの間、放課後児童施設において見守ってもらえないものなのではないでしょうか。そのために市として手を差し伸べてくださるのはおかしくないと考えます。

教育長 先程私が述べたのは、放課後児童施設のクラスを増やしたり、利用時間の延長などの論議を安易に進めるべきではない。子どもと親とのふれあいの時間を大切にしたいというもので、男女共同参画を否定するものではありません。

会長 放課後児童施設利用料の見直しは、他市と合わせるべく見直しを図るといふことでよろしいでしょうか。

事務局 他市と合わせるべく見直しを図ることとします。

会長 放課後児童施設のクラスや利用時間の延長の問題と今回の行革の項目とは別の問題であり、クラスには適正規模というものがあるし、クラスを増やしてほしいという要望もありますが、子どもの立場に立ってこの制度を適正に運用していくことも必要であるので、この点についても設置者である市として検討をいただきたい。

放課後児童施設利用料の見直しについて、異議はありませんか。

全委員 異議なし。

会長 了承しました。

B委員 財政のこととして、私の家の経験からいうと、電気料金の基本契約を50アンペアにしたところ非常に高く、そのため30アンペアに変更しましたがヒューズが飛ぶことはありません。4つの分庁舎があり基本契約が建設当初の最大使用量で設計してある場合は、現在の使用量を鑑みて基本設定アンペアの引き下げについて検討していただきたい。

会長 委員の皆さんには5回にわたり様々な意見をいただきましたが、今後これを取りまとめていきます。委員の方で、この項目について意見を述べたい箇所がある場合は、事務局が指定する期日までにご提出いただきたい。

意見の提出期限はいつでしょうか。

企画部長 2月28日までの期限といたします。

会長 どんな分野でも結構なので、委員のいろいろな意見をいただきたい。
 以上をもって行政改革大綱実施計画案についての審議を終了いたします。
 今後は、5回にわたる委員会で委員からいただいた意見を整理し、私と事務局
 とで調整し、市長に対して答申していきたいのですが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

会長 了承しました。

企画部長 今後は2月28日までに全委員からの意見をいただき、会長と事務局において
 調整後市長に対して答申をしていただきます。また今後も委員の方には、引き続
 き計画の検証や見直しについてご協力をいただきますようお願いいたします。

会長 5回にわたる委員会での委員の意見については、公開する方向で事務局と検
 討していきます。
 (会議の閉会を告げる。)

企画部長 閉会に際し、助役より挨拶いたします。

助役 (助役挨拶)

企画部長 これをもって、本日の会議を閉会します。